

## 児童館の概要

### 事業目的、設置状況、職員、公的助成等

事業目的	児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。	
設置状況	遊びを通じての集団的・個別的情導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の自主的活動支援、子育て家庭への相談等	
設備	全国に4,700箇所（公営：3,051カ所〔約65%〕、民営：1,649カ所〔約35%〕）(H19.10.1) (設置及び運営主体…国、都道府県、指定都市、市区町村、社会福祉法人、NPO法人等)	
職員	児童の遊びを指導する者の設置 (保育士、高卒で2年以上児童福祉事業に従事した者、学校・幼稚園教諭、他)	
公的助成	児童館従事者数 17,785人（常勤換算従事者数 11,446人）(H19.10.1)	
公的助成	施設整備費 国、都道府県、市区町村又は設置者が1/3ずつ負担	21年度予算 846百万円 補助基準額 小型児童館 31,727千円 (217.6 m <sup>2</sup> ) 児童センター 47,796千円 (336.6 m <sup>2</sup> )
	事業費（民営のみ） 国、都道府県、市区町村が1/3ずつ(指定都市・中核市は2/3を)負担	21年度予算 1,295百万円 補助基準額 小型児童館 1,796千円 児童センター 2,963千円 地域子育て支援拠点事業(児童館型) 1,687千円
	運営費（人件費）	地方交付税措置（昭和61年度～）
対象	0歳～18歳未満のすべての児童（児童福祉施設で唯一の「利用施設」）	

### 施設機能

1. 遊びを通じた子どもの育成	豊かな遊びの提供、居場所づくり（小中高生）、交流の促進、集団づくり、相談・課題発見
2. 子育て家庭の支援	親子の集いの場づくり、親子向けプログラムの実施、子育てサークルの育成・支援、子育ての相談・情報提供・課題発見
3. 地域の子育て環境づくり	子ども・子育てを通じた地域の交流促進、地域組織の育成支援（母親クラブ、子ども会等）、関係機関のネットワークづくり、地域の完全確保
活動状況	子育て支援活動実施 67.7%、中高生対応 76.2% (H18.10.1) 児童クラブ併設 55.2% (H19.10.1)

施設規模別 特徴、設備、職員、館数等

区分	小型児童館	児童センター		大型児童館
		児童センター	大型児童センター	
面積	217.6 m <sup>2</sup> 以上	336.6 m <sup>2</sup> 以上	500 m <sup>2</sup> 以上	1,500 m <sup>2</sup> 以上
特徴	地域児童の健全育成 半径500m程度の地域を対象  体力増進活動		中学生や高校生も利用	広域対象 県内児童館の牽引役
設備	集会室、遊戲室、図書室、事務室、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等		年長児童用設備 ・スタジオ、 ・トレーニング室等	劇場、ホール、ギャラリー 移動児童館用車両、宿泊設備、他
職員	児童厚生員 2名以上	児童厚生員 2名以上 体力増進指導員	児童厚生員 2名以上 体力増進指導員 年長児童指導員	児童厚生員 + 必要な職員を配置
館数	2,836	1,738	23	上記の他、ミニ児童館等の「その他の児童館」が103カ所。 合計で全国に、4,700カ所(H19.10.1)。 児童福祉施設の中では、保育所(約22,500箇所)に次ぐ施設数。 約1,800ある自治体のうち、児童館を設置しているのは60.0% (町村を除くと約80%)。

## 運営形態（平成8年度全国児童館実態調査より）

## H.8.10.1 全国児童館連合会調べ

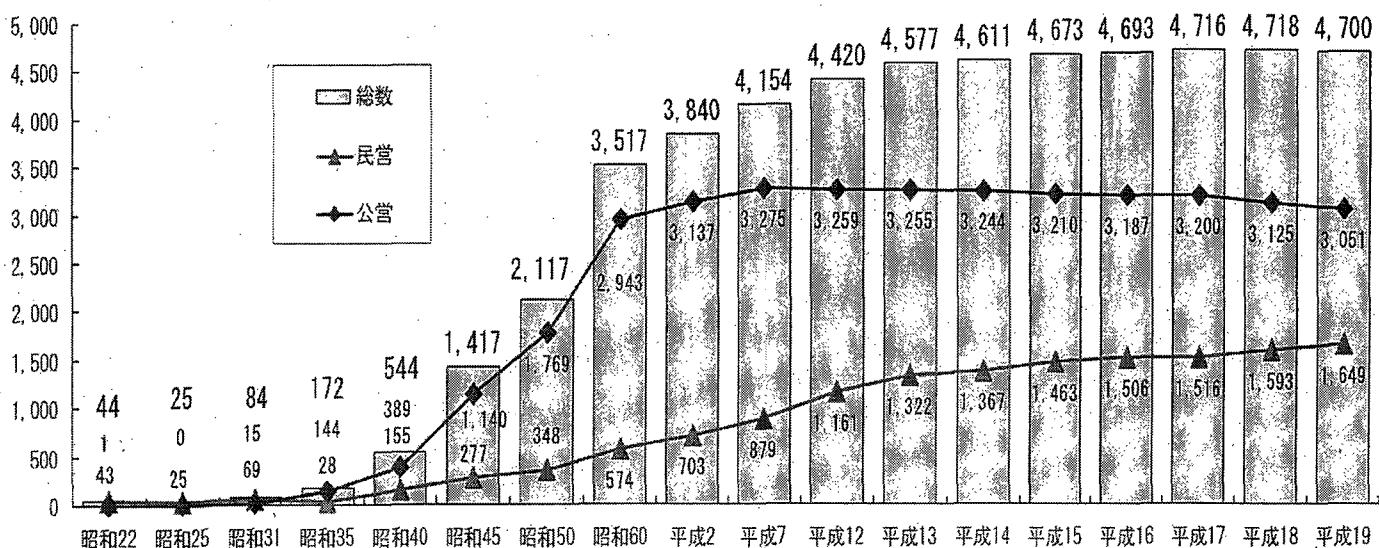
1	自由来館（本来の児童館活動）	3,654館	88.8%	4,117館中 (複数回答)
2	放課後児童クラブ併設 ※	2,021館	49.1%	
3	保育所（無認可保育所）として運営	341館	8.3%	
4	幼稚園として運営	50館	1.2%	
5	無回答	67館	1.6%	

※ 放課後児童クラブ併設児童館の割合は、平成19年度には55.2%となっている。

※ 上記の他、実態としてクラブ的な機能を備える児童館（学校から直接来館できる、自分のランドセルを置く場所があるなど）も多い。これらを加えると全体の7割程度がクラブ機能を備えていると思われる。

## 児童館数（公営・民営別）の推移（小型児童館、児童センター、大型児童館及びその他児童館を含む。）

- 児童館は、昭和40年代から50年代にかけて、高度経済成長がもたらした子どもの事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加したが、その後上昇カーブは緩やかになり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。
- 公営・民営別では、公営が平成7年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増えている傾向にある。

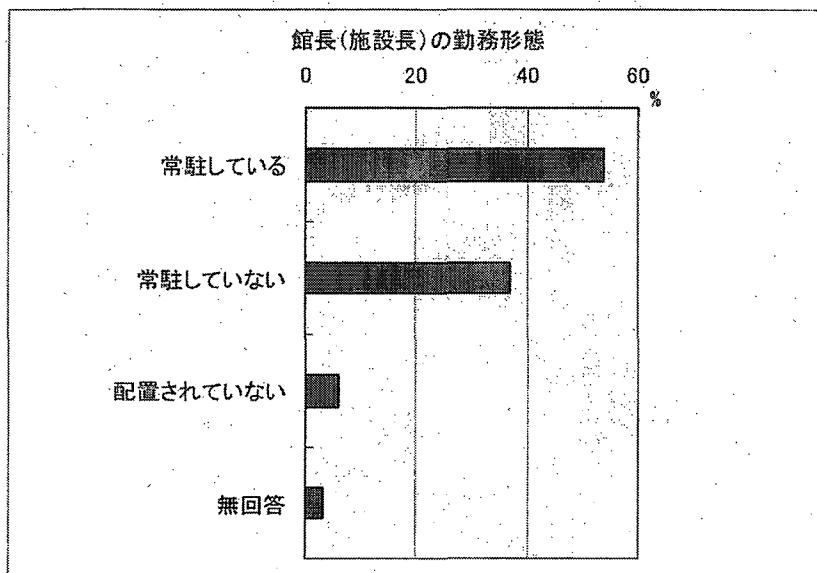


(各年10月1日現在)

# 児童館長の勤務形態、児童厚生員の数、児童厚生員の資格

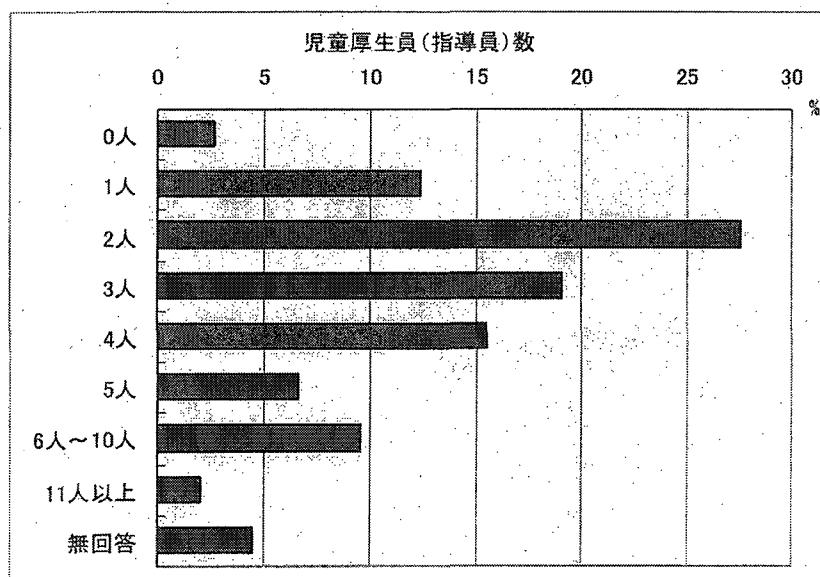
(H18 全国児童館実態調査より)

## 館長(施設長)の勤務形態



常駐している児童館 53.8% (最多)  
常駐していない児童館 37.0%  
配置されていない児童館 5.9%

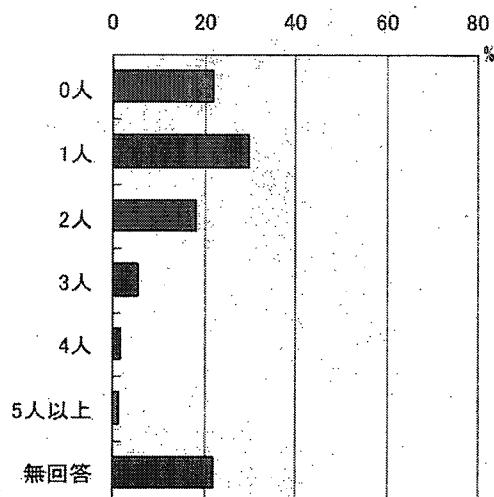
## 児童厚生員数の数



2人の児童館 27.5% (最多)  
3名 19.1%  
4名 15.5%  
1名 12.4%  
6人~10人 9.6%  
5人 6.7%

### 常勤職員の保育士資格保有者数

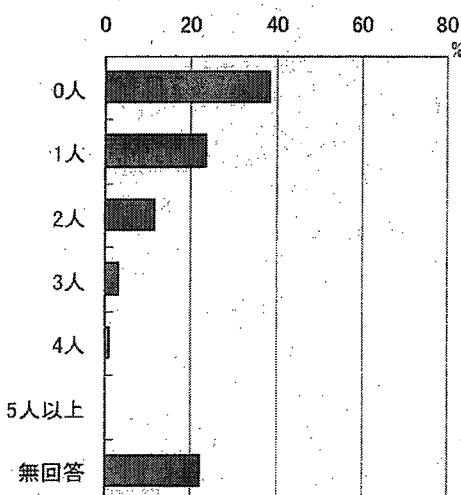
常勤職員の保有資格(保育士)



1人の児童館	29.8% (最多)
0人	21.9%
2人	18.0%
3人	5.3%
4人	1.7%
5人以上	1.3%

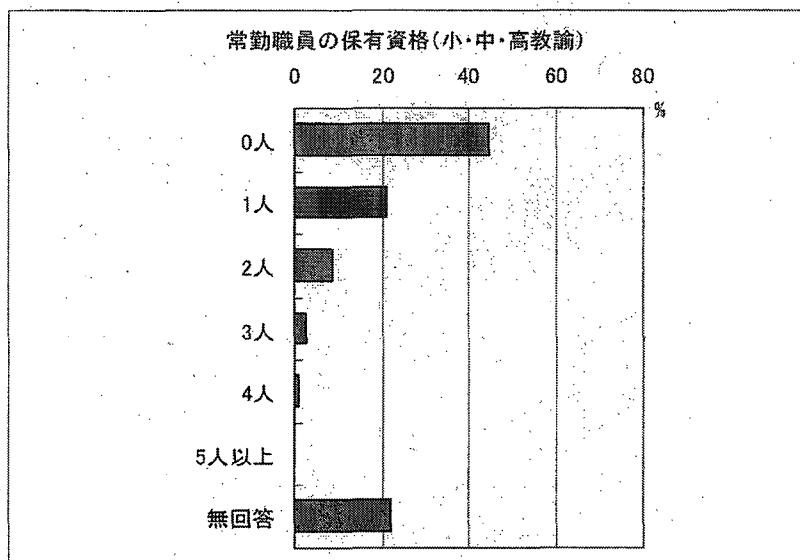
### 常勤職員の幼稚園教諭資格保有者数

常勤職員の保有資格(幼稚園教諭)



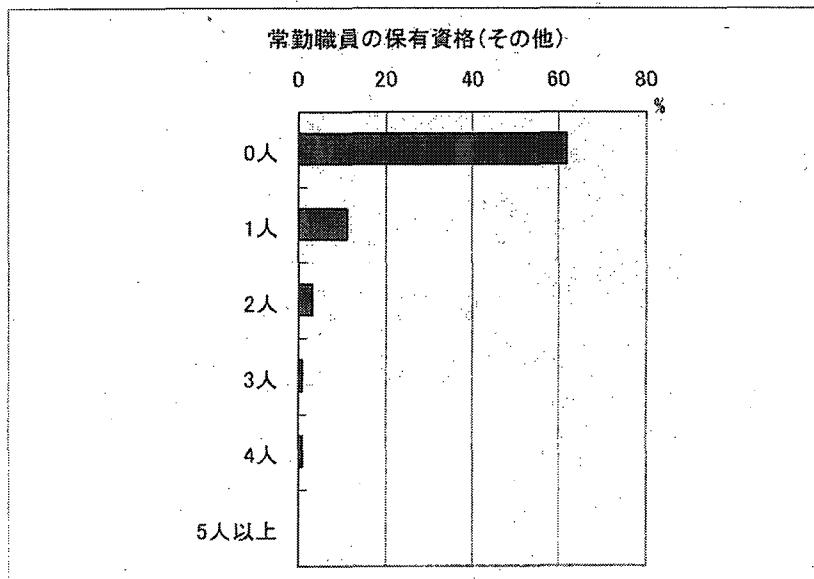
0人の児童館	38.5% (最多)
1人	23.5%
2人	11.3%
3人	3.1%
4人	1.1%
5人以上	0.5%

## 常勤職員の教諭資格(小・中・高教諭)保有者数



0人の児童館	44.8% (最多)
1人	21.0%
2人	8.6%
3人	2.7%
4人	0.7%
5人以上	0.3%

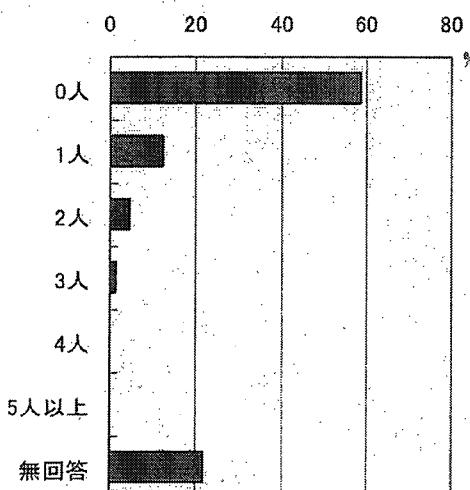
## 常勤職員のその他資格保有者数



0人の児童館	61.9% (最多)
1人	11.0%
2人	3.2%
3人	0.9%
4人	0.8%
5人以上	0.4%

## 資格を保有していない常勤職員数

常勤職員(資格を保有していない)



0人の児童館	58.9% (最多)
1人	12.4%
2人	4.4%
3人	1.4%
4人	0.6%
5人以上	0.4%

# 児童館の発達史及び行政改革の経緯

## 1. 起源

日本における児童館的な活動の起源は、セツルメントの児童クラブ。

昭和 22 年の児童館総数は 44。（うち公営 1、民営 43。）

## 2. 児童福祉法施行による児童館の創設

昭和 23 年、児童福祉法施行。

児童館は屋内の児童厚生施設として法的に位置づけられた。児童クラブ的活動に加えて、地域における子どもの余暇活動の拠点として、不特定多数の児童に対しても健全育成活動を行う施設に。

昭和 25 年の児童館総数は 25。（うち公営 0、民営 25。）※最低基準の設定により減少。

## 3. 児童館数の増加と国庫補助制度の創設

子どもの居場所の必要性を訴えた阿部千里の運動が契機となって、昭和 38 年、市町村立の児童館の施設整備費及び運営費に対し、国庫補助制度が創設された。

昭和 40 年の児童館総数は 544。（うち公営 389、民営 155。）

## 4. 研修等の充実、児童センターの創設

高度成長期、児童館活動に対する国の支援も拡充されていった。

昭和 43 年、厚生省主催による理論・実技の研修がスタート。

昭和 53 年、市町村立児童館に加え、社会福祉法人設置運営児童館も国庫補助対象に。

このころ、都市における人口の集中・交通量の増大・住宅開発の進行などによる遊び場の不足、テレビの普及などによる児童の運動機会の減少などの問題が社会化した。

昭和 53 年、遊びによる体力増進機能も持つ児童センターが創設された。

昭和 54 年、東京 23 区及び指定都市にある児童館（都市児童館）を対象として、留守家庭児童などの育成指導を強化するための諸施策が講じられ、地域に密着した相談体制の強化を図るなど家庭及び地域における児童健全育成対策の充実が図られるようになった。

昭和 60 年、年長児童（中学・高校生）のための大型児童センターの整備開始。

昭和 60 年の児童館総数は 3,517。（うち公営 2,943、民営 574。）

## 5. 児童館活動の発展と行政改革

昭和 60 年ごろには、財政危機を背景として、行政改革が政治課題となつた。

昭和 61 年度、人件費の国庫補助が地方交付税措置化。

昭和 62 年、県立の大型児童館に対する施設整備費の国庫補助創設。

平成 3 年、基準面積を小さくしたミニ児童館が都市部で認められる。

平成 7 年、児童センターの国庫補助の対象が市のみから全市町村に拡大された。

平成 9 年、事業費の国庫補助金のうち、県立を除く公設公営分が地方交付税措置化。

## 6. 「児童厚生員」を改称、指定管理者制度の導入

平成 10 年、児童館職員が最低基準上「児童厚生員」から「児童の遊びを指導するもの」に改称。

平成 11 年、大型児童センター施設整備について、人口規模要件を撤廃。すべての市町村が設置できるように。あわせて、年長児童の居場所作りのための設備整備費が創設された。

平成 12 年、年長児童の居場所作り、家庭に閉じこもりがちな母親の育児不安解消等をさらに推進するため、相談室、創作活動室等を整備することとし、国庫補助基準面積の改善が図られた。

同年、民間児童館の事業費について、年長児童等対応開館延長等事業等 5 本のメニュー事業が創設され、加算が行われることとなつた。

また、同年、民間の児童福祉施設に児童館を併設し、児童養護施設、保育所等の養育機能を活用する、児童福祉施設併設型民間児童館事業が創設された。

平成 15 年、地方自治法が改正され、指定管理者制度が児童館にも適用されることになつた。

平成 19 年の児童館総数は 4,700。（うち公営 3,051、民営 1,649。）